

扶桑町議会報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

記

対物賠償

1. 事故発生日 令和 7 年 1 1 月 1 0 日

2. 事故発生場所 扶桑町大字山那字幸野地内

3. 当 事 者 甲 扶桑町
乙 個人

4. 事故の概要

乙が木曽川扶桑緑地公園を利用するため、自家用車を公園内にある散策の森付近に駐車したところ、付近に生息していた樹木が折れ、駐車していた車両にあたり車両が損傷した。

5. 損害賠償額 8 1 1, 9 7 6 円